

3 耕種作物に係る農産物プログラムと作物保険プログラム

この章では、綿花を除く耕種作物（小麦、トウモロコシ、ソルガム、大麦、オート麦、コメ、豆類、大豆、油糧種子、落花生）に係る農作物プログラムと作物保険プログラムについて、第 112 議会の上下両院案で導入された新しい施策である農業リスク補償（ARC）、収入損失補償（RLC）・価格損失補償（PLC）、補足的補償オプション（SCO）の内容を紹介し、また作物別の支出推計差について検討を行う。

3.1 農業リスク補償（ARC）・収入損失補償（RLC）・価格損失補償（PLC）と補足的補償オプション（SCO）

3.1.1 耕種作物の農産物プログラムと作物保険プログラムにおける 2008 年農業法と上下両院案の差異

2008 年農業法では耕種作物分野についての価格所得支持策として、農産物プログラムにおいて、①マーケティングローン（Marketing Assistance Loan – MAL）とそれに付随する融資不足払い（Loan Deficiency Payment – LDP）、②直接固定支払い、③価格変動対応型支払い（Counter Cyclical Payment – CCP（不足払い））か、又は平均作物収入選択支払い（Average Crop Revenue Election – ACRE）、の 3 段階となっている。

次期農業法案では、上下両院両案でいずれも、第 1 章 農産物プログラムにおいて、①のマーケティングローンと融資不足払いはおおむね 2008 年農業法の通りに残し、②の直接固定支払いは廃止することとなった。③については、平均作物収入選択支払いを修正する形で、収入変動対応型で所得補償のための支払いである「農業リスク補償（Agricultural Risk Coverage – ARC）」を導入し、下院案でも ARC とほぼ同じである「収入損失補償（Revenue Loss Coverage – RLC）」を導入している。

ただし、下院案では、収入損失補償のみでは、中期的に大幅な価格下落リスクに十分対応できない場合があるとして、従来型の目標価格と市場価格の差額を補填する不足払いである「価格損失補償（Price Loss Coverage – PLC）」を選択肢として残した。

一方、第 11 章 作物保険プログラムにおいては、上下両院案でいずれも、従来の保険料補助はほぼそのまま残存させた上で、カウンティベースの収入の 75~95%を補償する「補足的補償オプション（Supplemental Coverage Option – SCO）」を新たに導入した。

なお、ARC と RLC・PLC は実際の作物の作付けとリンクした政策であり、実際の作物の作付けとデカップリングしていた直接固定支払いを廃止し、これらの施策に移行することによって、WTO 農業交渉上で課題が発生すると考えられる。米国でのヒアリングによれば、WTO 農業交渉を考えればデカップリングを無くすことは問題であるが、国内事情を考えるとデカップリングを今後も継続することが難しくなると述べている。

下図に、第 1 章 農産物プログラムの耕種作物に係る主な施策の支出と、第 11 章 作物保険プログラムにおける主な施策の支出について、連邦議会予算事務局（CBO）による 2013 年以降 10 年間の支出額推計をとりまとめた。この推計によれば、農作物プログラムにおいて、直接固定支払い、価格変動対応型支払い（CCP）、平均作物収入選択支払い（ACRE）から、農業リスク補償（ARC）、収入損失補償（RLC）、価格損失補償（PLC）を導入することによって、農産物プログラムについては大幅にベースラインより減額となる。一方、作物保険プログラムでは、作物保険料への補助が残り、補足的補償オプション（SCO）と後述する STAX の導入によりやや増額している。全体的には、上下両院いずれの案でも、作物保険プログラムへ大きく支出バランスが傾くことが分かる。

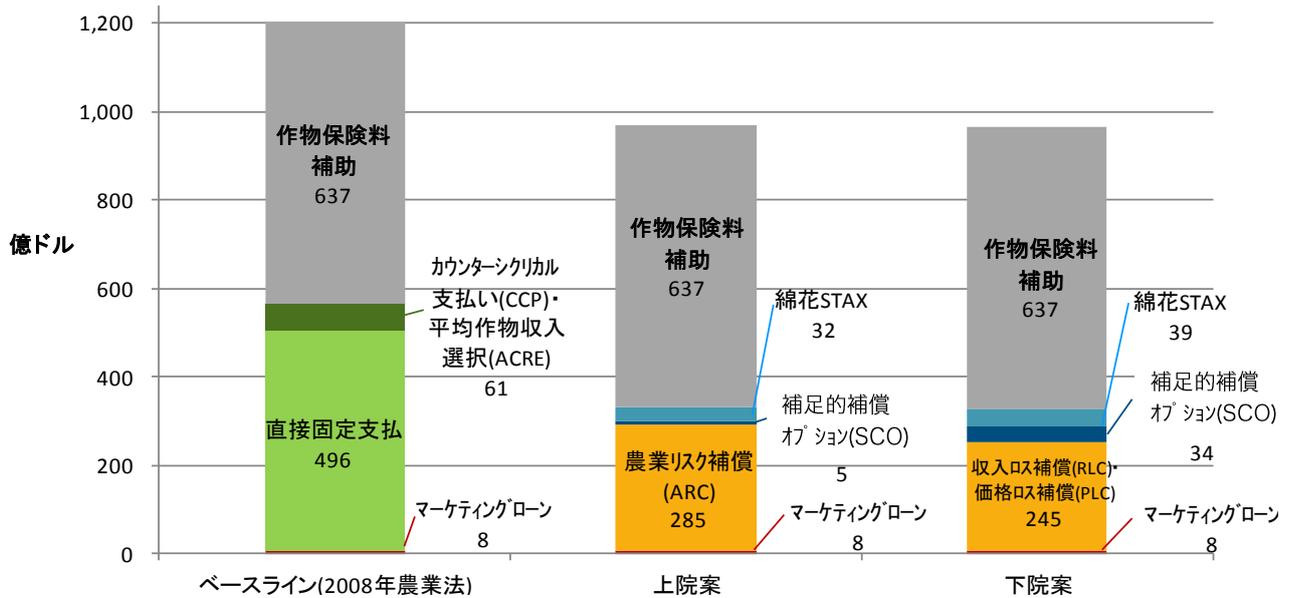


図 6 農産物プログラムと作物保険プログラムにおける主なプログラムの費用推計（2013～22 年計）

出所) 2008 年農業法(CBO 2012a)、上院案(CBO 2012d)、下院案(CBO 2012b)

注) *ただし、ARC、RLC 等の導入の効果を除く

3.1.2 上院案「農業リスク補償（ARC）」と下院案「収入損失補償（RLC）」

農産物プログラムにおいて、上院案では「農業リスク補償（ARC）」、下院案では「収入損失補償（RLC）」が導入されているが、これは従来の平均作物収入選択支払い（ACRE）をアップデートしたものである。農務省農業サービス局（FSA）が管轄する。

上院案農業リスク補償（ARC）は、単位面積あたりの当該年度実収入額（当該年度実収入額＝当該年度の単収×当該年度期初 5 カ月平均全国販売価格）が、基準収入額（基準収入額＝5 中 3 年平均単収×5 中 3 年平均全国販売価格）の 89%を下回ったときに、基準収入額の 89%まで収入を補填する。ただし、基準収入の 10%が支払いの上限とされており、実質的には、基準収入の 79%~89%の収入までを補てんする。なお、ARC では当該年度実収入額や基準収入額の算出に際して用いる単収について、郡（カウンティ）内平均単収を採用するか、あるいは自分の個別農場の単収を採用するか選ぶことができる。従来の平均作物収入選択支払い（ACRE）が州平均を採用していたため、実際の単収とのかい離が大きすぎた点を改良している。郡内平均単収を採用した場合には、作付面積の 80%が支払対象となる。個別農場別の平均単収を採用した場合には、保障リスクが増加してコストが多くなるため、作付面積の 65%が支払対象となる。なお、作付不能となった場合には、作付予定面積の 45%が支払対象として補填され、作付時の災害に対するセーフティーネットの役割も果たす。なお、コメと落花生についてのみ、下限価格が設定されており、全国平均販売価格が下限価格を下回った際には、補償の前提となる基準収入額算定において全国平均販売価格の代わりに下限価格を用いる。

下院案収入損失補償（RLC）の上院案農業リスク補償（ARC）との違いは主に 4 点で、①当該年度実収入額が、基準価格額の 85%を下回ったときに基準収入の 85%までを補てんすること（つまり 75%~85%の収入損失に対してこれを補てんする）、②当該年度実収入額や基準収入額の算定に用いる単収が、群内平均単収のみで、自分の個別農場の単収を選択できないこと、③支払対象となる面積が作付面積の 85%であること、④コメ・落花生に加え他作物にも下限価格が設定されていることである。

これらプログラムへの参加に際しての農家負担は無い。ただし、プログラムに参加できる農家の条件について、上院案では課税所得（Adjusted Gross Income – AGI）が 75 万ドル以下、下院案では同 95 万ドル以下と設定されている。また、プログラムにおける生産者一人あたりの支払い上限額について上院案では 5 万ドル、下院案では 12 万 5 千ドルと設定されている¹⁰。これは、大規模な農場に対する支払いを抑制する狙いがある。また、上下両院案ともに参加農家に 85 年農業法に基づく環境保全コンプライアンス履行義務を課し、上院案ではさらに 2 点の環境保全関連の条件が追加されている。

¹⁰ 支払上限額は生産者一人当たりの額であるので、例えば夫婦二人が生産者として農場を営んでいる場合、この額の 2 倍が支払い上限となる。）

3.1.3 「補足的補償オプション (SCO)」

上下両院両案で作物保険プログラムに取り入れられた「補足的補償オプション (SCO)」は、群ベースの収入減少を発動要件とし、作物保険の補償水準と群ベースを基準とした作物保険の補償収入の 90%の間の収入損失を補てんする。上院案では、農業リスク補償 (ARC) 参加農家も SCO を購入することができ、その場合、SCO による補償は、群ベースの単収を基準とする作物保険の補償収入の 79%が補償の上限となる。下院案では、収入損失補償 (RLC) に参加している農家は SCO を購入できない¹¹。

SCO を購入する農家は保険料の 30%を負担し、政府が残りの 70%を負担する。補償収入の算定に用いる作物価格は、当該年度の作付け時の先物価格、単収は郡内平均単収を用いる。支払対象面積は作付面積の 100%をカバーする。

なお、補足的補償オプション (SCO) は、作物保険を扱う農務省リスク管理局 (RMA) が管轄する。

3.1.4 農業リスク補償/収入損失補償と補足的補償オプションの位置づけ

米国の作物保険では、保険料を政府と農家が一部ずつ負担する仕組みであるが、農家負担は保険料の 33～62%となっており、作物保険の補償収入に対する補償率が上がるにつれて農家負担が高くなる仕組みである（例えば一般に補償率 50%の時の保険料農家負担は 33%・政府補助は 67%、補償率 85%の時の保険料農家負担は 62%・政府補助は 38%）。

次期農業法の作物保険プログラムにおいては、上下両院ともに、補足的補償オプション (SCO) を導入しようとしている。SCO は、一般的に、農家が高額な保険料を理由に購入しない高い補償の作物収入保険を群ベースの収入減少を発動要件とすることで、低い農家負担で提供する。補足的補償オプション (SCO) では、保険料の政府負担が 70%となり、農家負担は 30%となっている。既存の作物保険を補足するもので、作物保険でカバーできない収入減少をカバーする

また、農産物プログラムに導入された農業リスク補償 (ARC) 又は収入損失補償 (RLC) は、前節で説明した通り従来の平均作物収入選択支払い (ACRE) を拡張したものであり、SCO 同様、収入減少をカバーする。ARC や RLC の場合、農家は手数料負担のみで、ほとんどが政府負担となっている。実際、現地調査でのヒアリングにおいても、多くの関係者は ARC 又は RLC を「無料の SCO」と言って差し支えないと述べている。

補足的補償オプション (SCO)、上院案農業リスク補償 (ARC) と下院案収入損失補償 (RLC) の関係性についての概要を次頁図にとりまとめた。

¹¹ 後述の価格損失補償 (PLC) に参加している農家は SCO に参加できる。

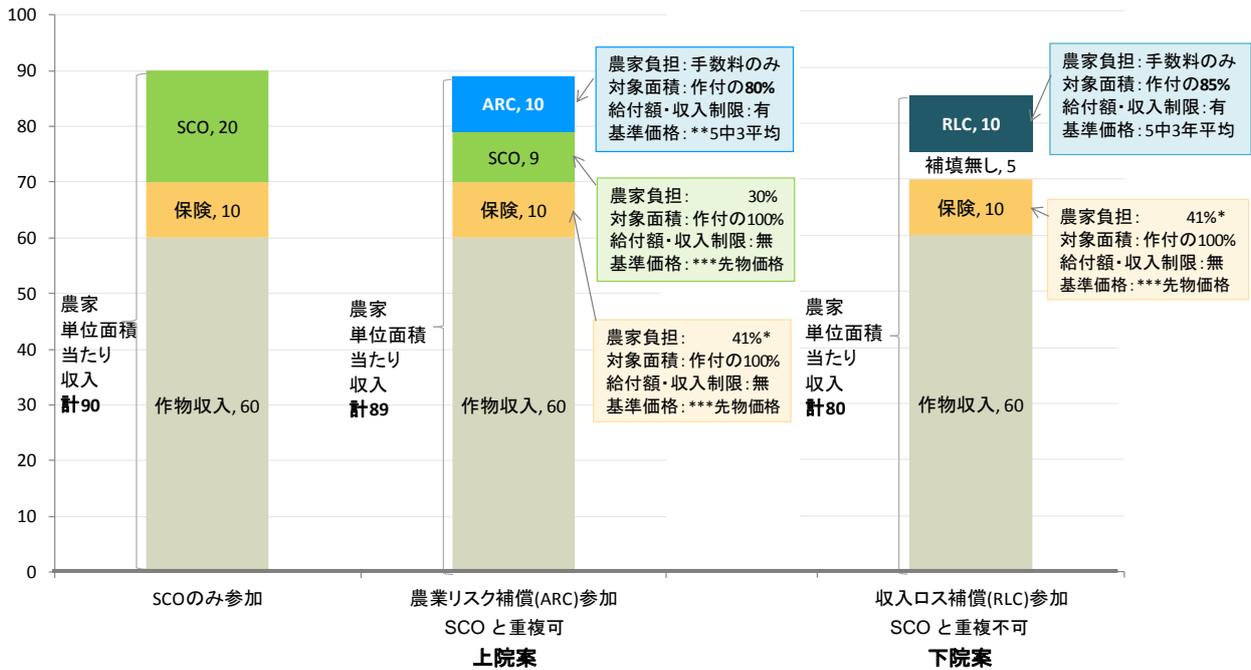


図 7 収入保険及び上院案農業リスク補償（ARC）と下院案収入損失補償（RLC）、上下両院案補足的補償オプション（SCO）による収入保険補完の仕組み

（単位面積あたり平年収入=100 として当該年度収入 60、収入保険補償率 70%の場合）

出所）（吉井 2012）を参照しプロマー作成

注）本来、ARC/RLC と SCO・収入保険は、保障の基準となる収入が異なるため、重ね合わせることは出来ないが、ARC/RLC を設計するコンセプトとしては SCO や収入保険とカバー範囲が重ならないように設計されているため、本図でそれぞれの関係性をイメージとして表している点に注意されたい。

*収入保険補償率 70%の時の主な収入保険プログラムにおける保険料農家負担率

**ならし（5 中 3 年平均：5 年間のうち最も多い 1 年と最も少ない 1 年を除いた 3 年間の平均）

***作物保険の補償基準価格

3.1.5 耕種作物の不足支払い選択肢一下院案価格損失補償（PLC）

下院案の農産物プログラムに含まれる「価格損失補償（PLC）」は、価格下落時に市場価格と参照価格（目標価格）との差額を補てんする仕組みで、いわゆる不足払いにあたる。下院農業委員会では、中長期的な価格低下のリスクに鑑み、作物保険の補完だけでは対策が不足するとして、従来の不足払いに似た制度を残した。

現地でのヒアリングで下院農業委員会関係者は、特に現在の CBO による将来価格予測は現在の高価格をベースにしているものであり、比較的高めの価格となっている。しかし、万一価格が複数年にわたって下がってしまった場合、不足払いが無ければ難しい課題を抱えることになる」と述べた。特に、厳しい財政状況の中で、価格が急に下がったからといって新しい補助のための財源を探すことは非常に困難であると考えられている。例えば、1996年に直接固定支払いを導入して不足払いをやめたが、1997～1999年にかけて価格が下落し、やむなく別途市場損失補てんを導入して、直接固定支払いの2倍に当たる予算を支出した経験などがある。こういったことを今後行うことは極めて困難であるため、農業法の枠組みの中で必要な価格支持については残しておくことが必要であると指摘されている。

価格損失補償（PLC）は、従来の価格変動対応型支払い（CCP）の考え方を受け継ぐもので、作物ごとに参照価格が設定されており、当該年度期初5カ月平均全国販売価格が参照価格を下回ると発動する。支払対象面積は、作付面積の85%で、作付されなかった場合は作付予定面積の30%となる。また、支払額の計算に用いる単収については、2002年又は2008年農業法で指定された価格変動対応型支払い（CCP）基準単収¹²か、あるいは、2008～2012年の平均農場単収の90%のいずれかを選択することができる。具体的には、支払額は、当該年度期初5カ月平均全国販売価格と参照価格との差額×支払対象面積×基準単収となる。また、支払対象面積は、過去の作付実績に基づく基準面積を超えることは出来ない。

なお、品目別の参照価格は、価格変動対応型支払い（CCP）における目標価格から引き上げられた（下表のとおり）。2000年代後半に農産物の市場価格が大きく上がったことに加え、生産コストも燃料や肥料代の上昇によって増加しており、また直接固定支払いが無くなる影響にも配慮して、引き上げが行われたと想定される。下院農業委員会関係者によれば、研究機関等と協力して将来的な生産コストを推計した上で、生産コストの88～89%程度がカバーできる価格を参照価格としている。

表 9 品目別の上下両院案の下限価格・参照価格と2008年農業法、価格予測の比較

	コメ (\$/cwt)	落花生 (\$/ton)	トウモロコシ (\$/bu)	大豆 (\$/bu)	小麦 (\$/bu)
2012年農業法案					
上院：ARC コメ・落花生下限価格	13.00	530	-	-	-
下院：RLC・PLC 作物参照価格	14.00	535	3.70	8.40	5.50
上下両院：マーケティングローン融資単価	6.50	355	1.95	5.00	2.94
2008年農業法（参考）					
CCPにおける目標価格	10.50	495	2.63	6.00	4.17
価格予測（参考）					
13～17年平均価格予測（CBO）	13.10	505	4.67	10.74	5.79
生産者価格（参考）					
2011/12年平均生産者価格	14.30	701	6.22	12.50	7.24
生産費（参考）					
07～11年平均	11.65	544	3.60	7.85	6.55
2011年	13.36	609	4.22	9.02	7.52

出所）(Chite 2012)及び上下両院案。ただし、CBO 価格予測は(CBO 2012a) 生産費・市場価格は USDA/ERS

¹² 2008年農業法の CCP 基準単収は、基本的には2002年農業法の CCP 基準単収を用いる。2002年農業法の CCP 基準単収は、1949年農業法に基づいて設定された1995年度の基準単収か、1998～2001年の平均単収の93.5%のいずれか。

下院農業委員会関係者は、価格損失補償（PLC）への支持は、作物別にまとめて言うことはできないと指摘している。トウモロコシや大豆の全国的な生産者組織は、上院案のARCを高く評価している。これは特に収入保険の加入率が非常に高い中西部の生産者の声が反映されており、少ない農家負担で免責部分がカバーされるという点を高く評価している。一方、テキサスやミネソタ、ノースダコタ、コロラドなどのトウモロコシや大豆の生産者は価格低下リスクを非常に気にしており、下院案のPLCを支持している。小麦もオクラホマの多くの地域の生産者は価格低下リスクを気にしており、PLCを支持している。同関係者によると、「下院案は“南部のコメや落花生の農家のために” PLCを導入した」というふうに理解されることが多いが、実際はコメや落花生が全国団体レベルで上院案に反対しているため目立つだけであって、実際はコメや落花生に限らない幅広い作物の生産者に支持されているとしている。

現地調査におけるヒアリングでは、ほとんどの関係者が、おそらく次期農業法では下院案に沿って不足払いの選択肢を組み込む方向になるだろうとの見方を示した。

3.2 農産物プログラムと作物保険プログラムの変更による 主要耕種作物における品目別の差異

3.2.1 直接固定支払い廃止に伴う影響

まず、農産物プログラムにおける直接固定支払い廃止に伴う影響については、作物間で大きな差が出ていることが指摘できる。食料農業政策研究所（FAPRI）は、2008 年農業法を維持した場合と、次期農業法上院案の農業リスク補償（ARC）を導入した場合とで、作物別に単位面積当たりの補助金支払額がどのように変化するかという点を比較している（下表参照）。これによれば、直接固定支払いの単価が高かったコメと落花生において、収入に占める政府からの補助が大きく引き下げとなることが示されている。例えば、直接固定支払いの支払額は、トウモロコシで 23 ドル/エーカー¹³、コメで 96 ドル/エーカーであるのに比べ、ARC の支払額はトウモロコシでは 20 ドル/エーカー、コメでは 16 ドル/エーカーとなると推計されている。

表 10 上院案リスク補償（ARC）導入時の農作物プログラムにおける
単位面積当たりの年間政府補助額推計(2013~2017 年平均)

		単位 ドル/エーカー 又はヘクタール				
		コメ	落花生	トウモロコシ	大豆	小麦
次期農業法上院案を導入した場合						
販売高	ドル/エーカー	990.58	938.13	801.01	514.19	274.10
マーケティングローン	ドル/エーカー	0.00	3.58	0.00	0.01	0.12
ARC 又は STAX	ドル/エーカー	15.96	14.20	20.17	9.65	6.97
2008 年農業法を維持した場合						
販売高	ドル/エーカー	986.01	924.46	805.61	514.32	273.92
マーケティングローン	ドル/エーカー	0.00	4.74	0.00	0.01	0.10
ACRE	ドル/エーカー	0.25	0.00	3.50	3.14	1.88
直接固定支払い	ドル/エーカー*	95.94	45.84	23.40	11.10	14.66
CCP	ドル/エーカー*	0.22	16.25	0.00	0.01	0.18

出所) (FAPRI 2012)

注) *基準面積

¹³ 直接固定支払いの基準となる過去の生産実績。

3.2.2 下院案の価格損失補償（PLC）と参照価格導入による下院案と上院案の差異

以下の図表に、上院案の ARC、下院案の RLC、PLC の導入による品目別の支出額差異を比べた。下院案では 21 ページ表 9 のような参照価格が導入されたことにより、連邦議会予算事務局（CBO）の価格予測が参照価格より低い、あるいは両者が接近しているコメ、小麦、落花生では、下院案の予算削減額が上院案に比べて少なくなっている。一方、トウモロコシ、大豆では、CBO の価格予測が参照価格を大きく上回っており、また下院案では収入損失補償（RLC）と補足的補償オプション（SCO）の重複は認められないため、下院案の予算削減額が上院案に比べて大きくなっている。

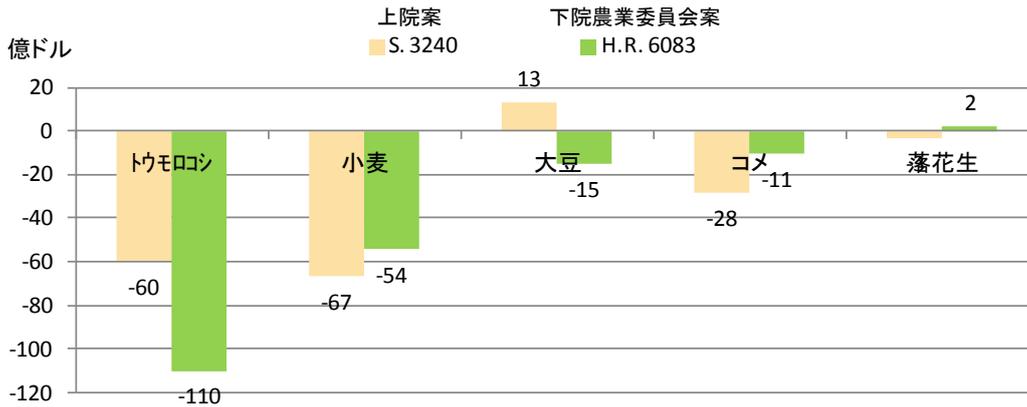


図 8 上下両院案農産物プログラム導入時の主な品目の政府支出削減額比較
(2013~2022 年、CBO ベースラインからの差異)

出所)(CBO 2012b)

表 11 上下両院案の農産物プログラム導入時における品目別政府支出削減額比較
(2013~2022 年、CBO ベースラインからの差異)

単位：億ドル

	CBO ベースライン	上院案(S3240)		下院案(HR6083)	
		削減額	削減率	削減額	削減率
トウモロコシ	221.8	-59.7	-27%	-110.3	-50%
小麦	111.3	-66.7	-60%	-54.5	-20%
大豆	76.2	12.7	17%	-15.1	-48%
綿花	68.4	-60.8	-42%	-60.8	-49%
コメ	43.4	-28.4	-66%	-10.8	-42%
ソルガム	20.4	-5.3	-26%	-10.2	-50%
落花生	10.1	-3.1	-31%	1.9	-25%
大麦	8.5	-6.3	-73%	-1.4	-16%
その他油糧種子	2.7	0.4	16%	2.4	18%
オーツ麦	0.5	-0.1	-27%	0.8	175%
レンティル	0.3	0.3	97%	0.2	404%
豆類	0.3	0.2	68%	1.0	
酪農	—	-0.6		-0.4	90%
差異合計		-216.8	-38%	-257.1	52%
総額	564.6				

出所) 上下両院案：(CBO 2012b) CBO ベースライン：(CBO 2012a)

注) 補足的補償オプション（SCO）、綿花積上所得保障計画（STAX）等の作物保険プログラムを含まない。

3.2.3 収入保険の普及状況に係る補論

次期農業法における耕種作物に対する支援策は、前述の通り収入損失補償を中心とする形へ大きく改められる方向である。これは中部の大豆、トウモロコシ農家の要望と合致するもので、価格が高水準で推移したことから、従来の価格変動対応型支払い（CCP）等による恩恵が少なかったことを背景としている。また、南部の綿花農家は、WTO 対策として、収入保険へ切り替える方向について合意した。一方、南部のコメと落花生農家は、依然として収入保険への加入率が低く、こういった方向転換に対して不満を抱いている。以下で、コメと落花生における収入保険の普及状況と課題をとりまとめた。

米国の作物保険－収量保険と収入保険

米国の作物保険には多くの種類があるが、大きくは収量保険と収入保険に分けられる。収量保険は、自然災害等の収量減を補償するもので、収入保険は収量減少や価格低下による収入減少を補償するものである。近年は全般的に収入保険が主流となってきた。このため、次期農業法案に導入されている上院案農業リスク補償（ARC）、下院案収入損失補償（RLC）、補足的補償オプション（SCO）も、収入保険を基礎として設計されている。

なお、収量保険のうち、大災害作物保険（CAT）は 50%を超える収量の減少があった場合に、基準収量の 50%までを期待予測価格の 55%で補償するものである。CAT は、農家の保険料負担がなく、手数料負担のみで、政府が保険料全額負担する。CAT 以外収量保険と収入保険は、補償率を各農家が単収の 50%～85%の間で選択する。農家の負担は保険料の 33～62%となっており、補償率が上がるにつれて農家の保険料負担が高くなる仕組みである。

収量保険や収入保険は個別農場ごとに保険をかけるのが原則であるが、2008 年農業法から「エンタープライズユニット」として同一郡内の圃場をひとまとめにして保険をかける商品が導入された。この場合、郡単位とすることでリスクが中和されるので、保険リスクが下がり保険料が下がるうえに、政府の保険料への補助率も通常より高く設定されている。なお、それをさらに品目を横断して同一郡内の農場の生産全体を「ホールファームユニット」として保険をかける商品もある。

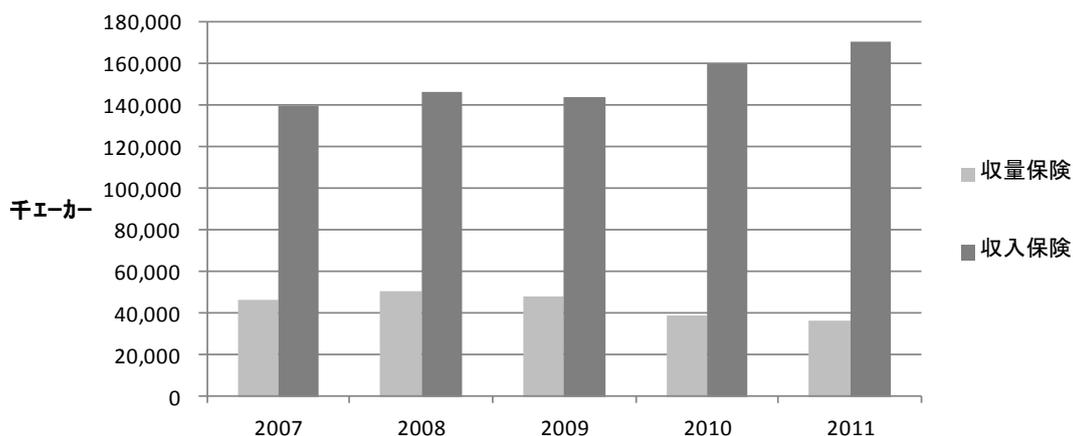


図 9 主要作物*における作物保険の加入状況の推移

出所) 農務省リスク管理局 (USDA/RMA)

注) *トウモロコシ、大豆、小麦、綿花、コメ、落花生の計

品目別の収入保険の普及状況

下表に見るように、コメは収入保険の加入割合が作物保険加入面積の 33%と低く、収量保険が 67%となっている。さらに収量保険の中でも大災害作物保険（CAT）のみ加入する生産者の割合が高く、保険加入面積の 43%を占める。CAT 以外の収量保険に加入する農家は 24%である。

また、落花生は、先物市場がないため（また近い将来に先物市場が設置される可能性もほとんどなく）、収入保険の指標価格の合理的な設定が困難であることから、そもそも収入保険が用意されていない。

こういったことから、コメと落花生の作物団体を中心に、収入保険を基礎として設計されている農業リスク補償（ARC）のみで、不足払いの選択肢が含まれない上院案に強い抵抗が示された。

表 12 作物保険の加入状況（2011 年）

	保険加入面積（千エーカー）				収入保 険シェア	CAT のみ のシェア	その他の 収量保 険シェア	作付面積 （千エーカー）	保険 カバー 率
	収量保険		収入保険	計					
	CAT のみ	その他							
コメ	989	534	751	2,274	33%	43%	24%	2,689	85%
落花生	153	823	-	976	-	16%	84%	1,141	86%
トウモロコシ	4,161	6,243	67,820	78,224	87%	5%	8%	91,921	85%
大豆	3,956	5,629	54,110	63,696	85%	6%	9%	75,046	85%
小麦	3,237	6,219	38,405	47,861	80%	7%	13%	54,409	88%
綿花	1,693	2,707	9,297	13,697	68%	12%	20%	14,735	93%

出所）保険加入面積：農務省リスク管理局（USDA/RMA）、作付面積：農務省全国農業統計局（USDA/NASS）

コメの収入保険普及に係る問題点

米国ではコメは、アーカンソー、ルイジアナ、ミシシッピ、ミズーリ、テキサスなどアメリカ南部の各州で長粒種が、カリフォルニア州で中粒種・短粒種が生産されている。いずれも、コメは灌漑水田で生産されるため、干ばつ等による単収減少のリスクが綿花やトウモロコシ、大豆、小麦等の作物と比べると、非常に少ない。その上、農家別や圃場別に単収の差が非常に大きい。干ばつ時には、単収減少よりはむしろ、灌漑用水の使用量増加によって燃料代や水利費等のコスト負担が増える点が農家のコメ生産における大きな懸念である。

このため、コメ農家の作物保険加入割合では、保険料負担がない大災害作物保険（CAT）が保険加入面積の 43%と約半分となっている。大災害作物保険（CAT）は、50%以上を超える単収減少が対象となるため、ハリケーン等による大規模災害への備えとなる。また、単収減少リスクが少ないにもかかわらず、CAT 以外の収量保険に加入する要因としては、生産者が銀行から営農資金の融資を受けるために保険の加入を求められることがあげられる。

なお、イリノイ州とフロリダ州ではコメについては収量保険しか選択肢が準備されていない。また、コメでは、トウモロコシや大豆、小麦等とは異なり、各農業、各圃場毎の単収の差が大きいいため、群ベースの単収減少を補填するグループ型作物保険は導入されていない。

表 13 コメの作物保険の州別導入状況（2011 年）

州	種類
アーカンソー州	RP, RPHPE, YP
カリフォルニア州	RP, RPHPE, YP
フロリダ州	YP
イリノイ州	YP
ケンタッキー州	RP
ルイジアナ州	RP, RPHPE, YP
ミシシッピ州	RP, YP
ミズーリ州	RP, RPHPE, YP
オクラホマ州	RP
テネシー州	RP, YP
テキサス州	RP, RPHPE, YP

出所) 農務省リスク管理局 (USDA/RMA)

注) YP: Yield Protection (収量保険)、RP : Revenue Protection (収入保険)、RPHPE: Revenue Protection with Harvest Price Exclusion (収穫時価格オプションの無い収入保険: 通常の収入保険は収穫時価格オプションがあり、収穫時価格が高い場合はそれが基準価格として適用されるが、RPHPE では収穫時価格オプションが無く、期待予測価格のみが適用され、収穫時価格が高くなった場合には支払い額が減額されるが、銀行から借入れる際の最低限の収入保障として有益とされている。)

収入保険の 1 エーカーあたり農家負担金額を作物間で比較すると、コメ 15.7 ドル、トウモロコシ 26.0 ドル、大豆 17.5 ドル、小麦 16.2 ドルとなっている。

表 14 作物保険の保険料における農家負担額の比較（2011 年）

	加入面積	保険料				保険会社責任準備額	1 エーカーあたり農家負担保険料	農家保険料 1ドルあたり責任準備額
		計	政府負担	農家負担	農家負担分			
	千エーカー	千ドル	千ドル	千ドル	%	千ドル	ドル/エーカー	ドル
収量保険	CAT のみ							
コメ	989	9,501	9,501	0	-	657,479	-	-
トウモロコシ	4,161	44,175	44,175	0	-	4,554,847	-	-
大豆	3,956	35,185	35,185	0	-	2,606,474	-	-
小麦	3,237	27,143	27,143	0	-	1,532,836	-	-
綿花	1,693	25,634	25,634	0	-	1,910,414	-	-
収量保険	その他							
コメ	534	14,131	8,700	5,431	38.4%	364,223	10.2	67
トウモロコシ	6,244	220,319	133,574	86,745	39.4%	3,532,860	13.9	41
大豆	5,629	149,261	90,900	58,361	39.1%	2,065,087	10.4	35
小麦	6,219	161,383	99,275	62,107	38.5%	1,217,464	10.0	20
綿花	2,707	175,020	112,254	62,766	35.9%	1,421,260	23.2	23
収入保険								
コメ	751	38,243	26,488	11,754	30.7%	511,628	15.7	44
トウモロコシ	67,820	4,498,612	2,737,245	1,761,367	39.2%	47,027,118	26.0	27
大豆	54,110	2,429,637	1,481,029	948,607	39.0%	23,192,359	17.5	24
小麦	38,405	1,616,082	994,037	622,045	38.5%	8,805,296	16.2	14
綿花	9,297	1,011,214	673,717	337,496	33.4%	4,879,138	36.3	14

出所) 保険加入面積: 農務省リスク管理局、作付面積: 農務省全国農業統計局 (USDA/NASS)

注) 収量保険は YP、APH、GRP の計。YP: Yield Protection (収量保険)、APH: Actual Production History (生産履歴に基づく収量保険: 収量保険は次に述べるグループリスク保険を除くと、全て生産者の生産履歴に基づくが、RMA の作物保険の統計上は、先物市場価格が利用できない作物における収量保険について APH の略称を利用している。)、GRP: Group Risk Plan (グループリスク保険: 個別の農場ではなくカウンティレベルの平均単収が基準単収を下回った場合に補償が支払われるタイプの収量保険)

USA ライス連合会によれば、収入保険に加入しないコメ生産者が多い理由としては、次の 2 点が挙げられる。①1996 年に収入保険が導入された際に、コメの収入保険を魅力的に見せるために保険料率が低く抑えられたが、結果として多くの保険会社が破綻した。この悪い経験があるため、保険料率がコメについては比較的高く設定されるようになり、生産者らから敬遠されている。②コメの場合は、シカゴの先物価格と収穫時農場価格の乖離が大きく、シカゴ先物価格で保険をかけることがあまり効果的でないと生産者が判断している。

同連合会によれば、現在以下のような点でコメ関連の作物保険改良がすすめられている。

- 保険料率が高いという点について、同連合会によれば作物保険の保険料率見直しについての調査が 2～3 年前から実施されている。一般に結果は公開されていないが、保険料が高いとの結果がすでに出ている。2013 穀物年度から、保険料率を平均で 8%程度引き下げ、地域によっては 10%程度引き下げる予定。コメは主要作物の中で最も引き下げ率が高く、次いで小麦の引き下げ率が高い。
- 先物価格と収穫時農場価格の乖離については、現在、先物価格と収穫時農場価格の乖離に対処するためにコメの保険基準価格として、シカゴ先物価格ではない価格の採用を検討している。
- また、個別圃場ではなく同一郡内の圃場をひとまとめにして全体を対象とするエンタープライズユニットの導入によって、収入保険に加入するコメ農家が多少増えている。
- その他、コメでは灌漑費用等のコスト負担の懸念があるため、マージン保険導入のアイデアがあり、数年前から既に検討している。コメだけではなく、春小麦、トウモロコシ、大豆についても同時に検討が行われている。2014 年にも導入することができる見通しであるという。
- さらに加えて、コメについては洪水による倒伏も大きなリスクであることから、倒伏特約 (Downed rice endorsement) を導入することを検討している。こちらは 2013 年に導入できる見込みである。

ただし、同連合会は、こういった変化によって劇的に収入保険加入面積が増えるということにはならず、徐々に増えていくことになるだろうとの見方を示した。

アーカンソー州やミシシッピ州等の南部のコメ農家を含む保険加入率の問題に関する調査を実施した研究者は（調査結果は一般公開されていない）、単収のリスクが少ないということに加え、灌漑農業であるために農家別や圃場別の単収差が大きいことを背景として、農家が単収を誤魔化す問題がしばしば発生しており、保険料率が高めに設定されていることが主要な原因であると指摘し、解決が難しい課題であるとしている。同氏によると、ある圃場での収穫物の一部を他の圃場での収穫量に見せかけ、当該圃場では単収が低かったと報告し、保険金の支払いをもらおうといった例が良くあるとみられている。また、作物保険は、銀行から営農資金を借りる時に必要なものとされており、比較的経済的に裕福で自己資金が豊富な南部の農家は、経済的に困っている農家だと思われたくないので、保険に加入しないとの指摘もある。